埼玉 253 高島 良次
埼玉1139 川嵜 博
千葉1064 大根 康夫
静岡 495 増田 元保
愛知 96 村上 正一
愛知1339 山田 洋樹
岐阜 425 市川 政己
富山 162 竹 米次
大阪 892 高橋 勝彦
大阪1774 中野 一 薫
大阪2705 長江 ふみ
滋賀 37 本庄 洋子
広島 338 芦田 和美
岡山 469 藤井 泰子
高知 31 久武 壽
愛媛 399 秩山 由紀
福岡1236 中村
平成21年10月28日付
東京1605 奥村 幹夫
東京2163 長塚 豊
東京4371 小島真記子
愛知1227 小谷 祥
香川 204 森 亘
埼玉 448 板坂 実
千葉 959 石渡荘次郎
群馬 527 冨本 隆介
静岡 754 伊藤 憲司
愛知 427 駒田 一成
岐阜 204 渡邊 豊
岐阜 460 小畑 博
富山 231 籠浦 貢
大阪1154 山﨑 久治
大阪1995 亘 ひろみ
大阪3441 潮田 花織
広島 152 佐々木好子
山口 595 中川 洋二
香川 64 松本 英伸
愛媛 397 三好 源松
福岡 356 豊嶋 稔
熊本 461 門岡 俊行
東京2106 山田 武子
東京2194 木内 一雄
愛知 971 山田 正廣
三重 331 加藤 清正
鹿児島428 福元 保

地方職員共済組合役員の異動について

役員の異動について次のとおり公告する。

平成21年11月10日　地方職員共済組合

平成21年10月18日付
退任　理事（非常勤）　植本眞砂子
平成21年10月19日付
就任　理事（非常勤）　岡本　博

懲戒の処分公告

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第53条第7項の規定により下記のとおり公告します。

記

1．懲戒を受けた外国法事務弁護士
氏名　アネット・マリー・エディーキャラゲイン（沖縄弁護士会所属）
登録番号　G176
事務所　沖縄県宜野湾市伊佐2－4－2　イーシー外国法事務弁護士事務所
2．懲戒の処分の内容　戒告
3．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成21年10月16日

平成21年10月16日　日本弁護士連合会

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則中一部改正公告

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年九月十七日　日本弁護士連合会

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）中一部改正

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中の「右三者で締結した協定のもと」を「第六条の三に規定する三者協定書に基づき」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二　公設事務所支援委員会　第六条の三に規定する三者協定書に基づき、公設事務所弁護士の選定における事務、弁護士常駐型公設事務所の開設及び運営に関する支援、弁護士常駐型公設事務所の業務及び会計の状況に関する調査並びに公設事務所弁護士に対する指導・勧告を目的として設置される委員会であって、第六条の三の弁護士会、弁護士会連合会及び本会がそれぞれ一名以上ずつ選出する委員により組織されるものをいう。

第六条第一項第三号中「右三者で締結した協定のもとに」を「第六条の三に規定する三者協定書に基づき」に改める。

第六条第三項中「公設事務所弁護士を選定し、かつ、弁護士常駐型公設事務所の経理及び運営について検討し、公設事務所弁護士を支援するために、第一項第三号に定める協定に基づいて設置される」を削り、同項第一号中「公設事務所弁護士支援委員」を「公設事務所支援委員会の委員」に改め、同項第三号中「その他支援委員会の運営に」を「前二号のほか第二条第六号の二に規定する公設事務所支援委員会の目的の遂行のために」に改める。

第六条の次に次の三条を加える。

（援助金の返還）

第六条の二　本会は、公設事務所弁護士の退任の前後を問わず、公設事務所弁護士が次の各号のいずれかに該当する場合（第二号に掲げる場合については、正当な理由がある場合を除く。）は、公設事務所支援委員会及び公設事務所弁護士の意見を聴いて、前条の規定により支出された援助金、実費及び費用の全額の返還を求めることができる。ただし、事情により、その返還の一部を免除することができる。

一　弁護士常駐型公設事務所において執務している期間中の行為について懲戒処分を受けたとき。

二　第六条の四に掲げる公設事務所弁護士の義務等のいずれかに違反し、かつ、その履行に関する勧告に重ねて従わないとき。

三　本基金からの支出の趣旨に著しく反する行為を行ったとき。

（三者協定書の締結）

第六条の三　本会は、本会、第六条の弁護士常駐型公設事務所を開設する公設事務所弁護士が当該弁護士常駐型公設事務所を開設することにより所属し、又は所属しようとする弁護士会（以下本条において「所属弁護士会」という。）及び当該弁護士会が属する弁護士会連合会（以下本条において「所属弁護士会連合会」という。）の三者（以下本条及び次条において「本会ら三者」という。）の間において、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した協定書を締結しなければならない。

一　公設事務所の開設及び運営に関する事項

二　公設事務所の開設地及び名称

三　公設事務所弁護士に対する資金援助に関する事項

四　所属弁護士会又は所属弁護士会連合会に対する資金援助に関する事項

五　公設事務所弁護士の選定に関する事項

六　公設事務所支援委員会の委員の選任その他組織に関する事項、その公設事務所弁護士に対する権限、その他公設事務所支援委員会の運営に関する事項

（公設事務所弁護士との契約の締結）

第六条の四　本会ら三者は、第六条の弁護士常駐型公設事務所を開設する公設事務所弁護士との間において、あらかじめ、当該公設事務所弁護士の次に掲げる義務等に関する事項その他本基金支出の趣旨の実現のため必要な事項を定めることを内容とする契約を締結しなければならない。

一　第六条第一項第四号に規定する公益的活動を行う義務

二　公設事務所における新たな顧問契約の締結の禁止

三　依頼者に対する本会ら三者の責任についての説明義務

四　依頼者に対する事件の引継ぎに関する事項の説明義務

五　本会ら三者又は公設事務所支援委員会に対する報告、説明等に関する義務

六　後任者への引継ぎに関する義務

七　事務所名称の使用に関する義務

2　前項の契約について作成する契約書に記載すべき事項は、細則でこれを定める。

第七条の五中「広報活動に」を「広報活動のために」に改める。

第七条の六の次に次の一条を加える。

（弁護士常駐型公設事務所の調査等に要する費用）

第七条の七　本会は、本基金から、弁護士常駐型公設事務所の業務及び会計の状況に関する調査、公設事務所弁護士に対する支援、指導・勧告その他の必要な措置並びにこれらに付随する活動のために要する費用を支出することができる。

第十二条第一項中「公設事務所弁護士との」を「第六条の四に規定する公設事務所弁護士との」に、「公設事務所弁護士からその運営する事務所」を「公設事務所弁護士に対し、その運営する公設事務所」に、「報告を受ける」を「必要な報告を求め、必要な調査を行い、かつ、公設事務所弁護士に対する支援、指導・勧告その他の必要な措置を講じることができる」に改め、同条第二項中「第六条第三項に定める」を削り、「一年度中に少なくとも三回以上」を「一年に三回以上の割合で定期的に又は本会の求めに応じ」に改める。

附　則

第二条第六号及び第六条第一項第三号、同条第三項、第六条の二から第六条の四まで、第七条の五、第七条の七並びに第十二条の改正規定は、平成二十一年九月十七日から施行する。